

被占領地における連日のごとき武装闘争の拡大を作り出し、南部でのレジスタンスの作戦と呼応しあつた。

八月一九日には、二度に亘る地雷攻撃で九人のイスラエル兵を死にさせるという、八八年の「安全地帯」奥深く、イスラエル国境のすぐ近くでの車爆弾以来の最大の戦果を記録した。南部とパレスチナの人民はこの快挙に拍手喝采した。が、ラビン政権はレジスタンスの攻撃は「理解」の枠の中にあると、右派からの反撃要求を退け、自らが発動した「責任ある作戦」（七月末のイスラエル軍の攻撃のこと）が有効性を持たなかつたことを認める形になつた。

このように、レジスタンスの拡大と呼応を呼ぶことになり、なんらの成果も得られなかつたようを見える。が、クリストファーは「レバノンの状況は、逆説的だが、和平過程に新たなエネルギーを与えた」と語った。では、「責任ある作戦」とは一体なんだつたのだろう？

少なくとも三つのことが言える。一つは、イスラエルのシンクタンクとも言えるジャフィ戦略研究所の主要メンバーが、イスラエル軍の撤退と和平の方がよりイスラエルの安全保障につながると発表した（八月四日）ことである（もちろん、レバノン政府軍によるゲリラ弾圧を前提にしている）。これはイスラエル世論への大きな影響を作り出したであろう。「二つには、イスラエルの攻撃と時を同じくして、米軍によるイラク攻撃などの「事件」がいくつも起つたことである。すなわちそれは、イスラエルを孤立

果（八月四日発表）は、被占領地の人民の多数（五六%）が現在の交渉そのものに反対し、交渉からの撤収を求め、八八%近くがPLOの民主的な改革を求めていることなどが発表された。こうした被占領地内の人民の声に加えて、離散のパレスチナ人民の間からの交渉反対の声はいっそう大きくなつていた。

ジャフィ交渉団長が何度も、PLO指導部の独裁的なあり方を批判し、集団指導制の必要を訴えた。八月一〇日には、パレスチナ労働総同盟が交渉の停止を訴えた。アラブ世界全体でかなりの共鳴者を有している、詩人のM・ダルヴィシュ氏が二〇日に執行委員会辞任を表明し、続いて二二日、六〇年代から在レバノン代表を務めてきたフート氏が指導部のあり方を批判し、執行委への不参加を表明した。翌二三日、在レバノンのファタハの軍事責任者がアラファトへの辞任勧告。さらには、アラファト議長の側近とも言われた、ファタハの創設者の一人、ハニー・ハッサン氏がアラファト非難を展開した。

これらは、いうまでもなく、「和平交渉」に対する被占領地内外のパレスチナ人民の圧倒的多数の声を反映したものであった。

にもかかわらず、アラファト議長はイスラエルとの相互承認とガザ、ジェリコでの「自治」を選択した。

七九年のキャンプ・デービッド合意の内容よりも悪いのに、かつ過去にはそれの受け入れを拒否したのに、なぜアラファトは今回ガザ、ジェリコを選択したのか？といった疑問が出されている。

すでに八二年のイスラエルのレバノンへの侵略の時点から、アラファト議長は、人民解放路線から国家外交を主軸とした方向を模索してきた。いうまでもなく、それはイスラエル承認を前提とし、米国との関係の樹立を中心としたものである。そして、ソ連・東欧の社会主義の崩壊と冷戦戦争の後的新世界秩序という流れの中で、こうした流れを受け入れ、民族的・国的な個別利害を第一にしたあり方をもつて、二一世紀への生き残り戦略を推し進めた。PNC決議を満たさない条件の下で、中東和平過程への参加に踏み切つたのもそうしたことに由来する。アラブ民族主義は解体され、それに依拠したPLO（民族解放機関）「亡命政権」というあり方から、パレスチナに足場を持ち、国際的に（とりわけ米国から）認知された「国家形態」を確保して、独自の民族的な利害を実現していくというのである。

だからこそ、〈ラビンやペレスもびっくりした〉とさえ言われるほどの妥協に次ぐ妥協を受け入れても、人民の反対を無視してでも、アラブ諸国の連帯を無視しても、アラファト議長は「國家形態」を手にすること、イスラエルとの相互承認と米国との対話の再開、すなわち、国際政治の中にパレスチナを確固とした存在として確立する方向を選んだのである。

二 イスラエルのレバノンへの攻撃とシオニストの戦略目標

七月一五日から開始されたイスラエルの空爆、

させまいというクリントン政権の意志の現れであった。クリントン政権は南部ではハズバラが諸悪の元凶であるかのように言いつついた。さらには、アブデル・ラハマン師の逮捕〔訴追、スダンのテロ支援国家リストへの計上（八月一八日）、ソマリアでの米軍の蛮行、リビアに対する制裁強化の方向（八月一三日）、そして中国船問題などなど、その中心的な標的はイランとモスレム原理主義に、米国の「一元的支配」「新世界秩序」をよしとしない諸国、諸組織に据えられている。加えて、サウジへのクリントン直々の戦闘機の売込み工作（八月二〇日）とサウジの財政危機説の流布（八月二二日）、欧洲の通貨危機や円高などの仕組まれた事件といふ、同盟諸国への搔き回りも含めて、米国の世界支配を維持しようというクリントン政権は國際シオニストの陰謀と言える。それは米によるレバノンの安保理提訴の阻止を作り出したことも含まれる。そして、三つには、そうしたことの結果、アラファト議長がイラクやイスラエルなどとの関係よりも、あるいはアラブの連帯といふとも言われる。第一は、ガザ、ジェリコ地域の人々で一定の「自治」を手にすることになる。だが、入植者はおろかアラファト議長の安全保障を含めて、軍事・外交はイスラエルの手の中に置かれることは周知の通り。第二は、他の被占領地の住民で、将来の「自治」あるいは国家化がどれだけ保証されるのかに不安を抱くことになっている。第三は、六七年難民で帰還の可能性が大きい。と言つてもファタハのみとも批評されている。第四は四八年難民で、国連決議一九四に言及しない宣言になつておらず、帰還されることになるし、PLOという家からも閉め出されかねない。すなわち、アイデンティティの喪失を強制されかねない。

「ガザ、ジェリコ」案へと流れる方向にあつて、世界的な分解線をいつそう明確にし

RWAのバスを乗つ取つてのイスラエル軍用車二台への体当たり作戦（一人死亡・五人負傷）、八月六日の西岸でのイスラエル兵士の誘拐・殺害、そしてイスラエル軍への爆弾や銃撃など、主眼があつたと言えよう。

た。それは、PLOとの秘密交渉が最後の段階に入つて、八日のペレスの発言、「ハズバラは阻止されねばならず、ハマスは阻止されねばならず、テヘランは阻止されねばならない」に明確に示されているが、PLOの焼き込みに終らず、「シオニストの砲火の下での和平」（アサド・シリア大統領）とアラブ内部の分岐〔アラブ民族主義の完全解体を作り出すこと〕にこそ主眼があつたと言えよう。

三 パレスチナ人民はアイデンティティと統一をこそ求めている

「ガザ、ジェリコ第一」案は、パレスチナ人民を四つのカテゴリーに分解することになつたとも言われる。第一は、ガザ、ジェリコ地域の人々で一定の「自治」を手にすることになる。だが、入植者はおろかアラファト議長の安全保障を含めて、軍事・外交はイスラエルの手の中に置かれることは周知の通り。第二は、他の被占領地の住民で、将来の「自治」あるいは国家化がどれだけ保証されるのかに不安を抱くことになつておらず、第三は、六七年難民で帰還の可能性が大きい。と言つてもファタハのみとも批評されている。第四は四八年難民で、国連決議一九四に言及しない宣言になつておらず、帰還されることになるし、PLOという家からも閉め出されかねない。すなわち、アイデンティティの喪失を強制されかねない。

「ガザ、ジェリコ」案へと流れる方向にあつて、世界的な分解線をいつそう明確にし

海・地上からの砲撃は住民をして「八二年以上にひどい攻撃」と言わせた。八二年の侵略が、パレスチナのテロリストの基地（ベギン）を

攻撃し、PLOをレバノンから追い出すことに主眼が置かれたのに對して、ラビンは「安全地帯」に隣接する町村のすべてを破壊し尽くすこと

を「テロ対策」とした。

だが、レバノン政府は「占領があるかぎりレバノン政府をして「テロ組織」を弾圧させることを「テロ対策」とした。

ジスタンスは正当な権利であり、これを弾圧したり、武装解除したりはしない」という立場を堅持し、人民の圧倒的多数もジスタンスへの支持を表明している。レバノン政府をして「テロ組織」を弾圧させる、あるいはハズバラなどを対立させるという、シオニス

トの意図は決して作動しなかつた。

クリストファーの「外交的な得点」とも称された停戦合意〔「理解」〕も、攻撃の口実と

なった「安全地帯」でのイスラエル軍への攻撃を規制することは含まれず、イスラエル側も「テロ攻撃に対する反撃」を含んでいないと主張、つまり、攻撃以前と変わらない状況を作り出しただけであった。否、人民のレジスタンスへの支持は、逆に前以上に強くなつた。

そればかりか、八月二日のガザ地区でのUNRWAのバスを乗つ取つてのイスラエル軍用車二台への体当たり作戦（一人死亡・五人負傷）、八月六日の西岸でのイスラエル兵士の誘拐・殺害、そしてイスラエル軍への爆弾や銃撃など、主眼があつたと言えよう。

た。それは、PLOとの秘密交渉が最後の段階に入つて、八日のペレスの発言、「ハズバラ

は阻止されねばならず、ハマスは阻止されねばならず、テヘランは阻止されねばならない」

に明確に示されているが、PLOの焼き込みに終らず、「シオニストの砲火の下での和平」（アサド・シリア大統領）とアラブ内部の分岐〔アラブ民族主義の完全解体を作り出すこと〕にこそ主眼があつたと言えよう。

た。それは、PLOとの秘密交渉が最後の段階に入つて、八日のペレスの発言、「ハズバラ

は阻止されねばならず、ハマスは阻止されねばならない」

に明確に示されているが、PLOの焼き込みに終らず、「シオニストの砲火の下

この間辞任したり、指導部非難をしだしたファタハの人士などで、別個のパレスチナ指導部の形成、そのための民族会議の開催の動きへと至っている。彼らを「分裂主義者」と非難することは容易である。だが、彼らは、四八年難民を含めたパレスチナ人民の統一したアイデンティティを求める圧倒的多数の人民の声を反映していること、そうした広範な人民の基盤をもつていていること、アラファト派もまたそれを怠いだであろうことは、合意の日付からも十分に想像できる記しておかねばならない。

人民はまた、アラファト議長が「敵シオニストの陰謀に加担した」と非難しつつも、決してパレスチナの内戦へという敵の策謀に陥れられることのないことを願っている。即時的には一部で対立が起つたりしたが、諸組織の指導者は、内戦、内ゲバへと導く行動を非難し、闘いの方に向を敵占領者に向けたものに限定していくこと、そのなかで、人民の統一を作り出し、人民の希望を実現していくことを明確にしている。例によって、マルジ・アップホールの英雄たちの声は即時的な対決気運を大きく変えることに力を発揮した。眞の敵と対決しつつ、人民を再度組織し直していくことは決して難しいことではない、実際に南部レバノンでは敵の攻撃とその目的をダメしているではないか、というのが一致した見方になっている。

四 結語に代えて

ヨルダン政府は最初パレスチナ側の単独行動を非難した。が、その後の世界的な動きの中で、

た和平交渉そのものに、被占領地内の人民の多数が反対していたことは前述した。加えて、アブ・シャリフがジェリコにPLOの政府が作られるのは近いと発表した後、西岸の住民は批判的で、ガザ、ジェリコの住民までが決して乗りました。一例を挙げれば、APも「多くの住民はジェリコでの自治を受け入れるアラファットの考えに魅力は感じていない」と伝え、住民ばかりか、交渉団員の中にも批判的な声が大きいことを伝えた。

被占領地内はおろか多くのパレスチナ人から英雄視されているマルジ・アップホールの被追放者たちが、八月一五日に、これまでの一括帰還要求をあえて取り下げ、二段階帰還を受けることを、こうした活動における彼らの影響力を行使することよりも、現実に進行している和平方向への反対の意志を直接人民に訴えることを、彼らの影響力が加われば、自治計画がた当のイスラエル側（アラファト側）を驚かせた。そこでなくとも反対派が大きくなっているところへ彼らの影響力が加われば、自治計画が御算になりかねないからである。イスラエルは、一方では、彼らが妥協したと喧伝し、他方では、彼らの多くが獄中に戻ることを強調した。そして同時に、アラファト派に、彼らが影響力を示す前に、どうしても調印へとこぎつけるよう、つまり妥協するよう、強要したであろうこと、アラファト派もまたそれを怠いだであろうことは、合意の日付からも十分に想像できる

ことである。

だが、八月一九日に発表されたPLOとの相互承認とガザ、ジェリコ第一案は、被占領地の人々からもそれほどの歓迎を受けはしなかった。支持者であるはずのF・フェイニ氏までが、三一日に、エルサレム問題が据え置かれることに不満を表明したが、ガザ、ジェリコ第一案は結局ガザ、ジェリコだけで終わってしまうのではないかという不安が一般的である。「国家元首」としてジェリコに入るアラファト議長の警護すらが占領軍の手に委ねられることに示されるように、願っていた独立とは程遠いものであることが明らかになつたからである。三一日に、PLOが発表したアラブ語の草案とイスラエルが発表した草案にはいくつかのズレが存在すること、さらにイスラエル高官が、「アラファトと彼のPLOは、ハマスと対決するということと彼のPLOは、ハマスと同盟関係になる」と発言するに及んではなおさらであろう。カドゥミ政治局長までが執行委員会で反対に回つたのは、こうしたこととに起因している。

ガザ、ジェリコにどんな権力が樹ち立てられようと、反イスラエルの闘争を継続すると宣言したハマスや他の組織への被占領地内外の人民の共感とともに、ガザ、ジェリコの人々は、外から入ってくるであろうファタハの部隊との関係を心配せざるをえないのが実情である。

これでは、仮にアラファト派が宣伝するように、「エルサレムを首都とする独立したパレスチナ国家への第一歩」であつたとしても決して手放しで喜ぶことなどできはしない。

離散のパレスチナ人はもつと深刻である。六年難民の圧倒的多数が存在するヨルダンのキャンプではこのニュースの後、キャンプの多数派である四八年難民との矛盾も生じることになつてゐる。

その圧倒的多数が四八年難民であるレバノンのキャンプでは、これまでの財政難を理由に訴えることを、彼らの影響力が加われば、自治計画が行使されることを重視した。これは提案した当のイスラエル側（アラファト側）を驚かせた。そこでなくとも反対派が大きくなっているところへ彼らの影響力が加われば、自治計画が御算になりかねないからである。イスラエルは、一方では、彼らが妥協したと喧伝し、他方では、彼らの多くが獄中に戻ることを強調した。そして同時に、アラファト派に、彼らが影響力を示す前に、どうしても調印へとこぎつけるよう、つまり妥協するよう、強要したであろうこと、アラファト派もまたそれを怠いだであろうことは、合意の日付からも十分に想像できる

ことである。

だが、八月一九日に発表されたPLOとの相互承認とガザ、ジェリコ第一案は、被占領地の人々からもそれほどの歓迎を受けはしなかった。支持者であるはずのF・フェイニ氏までが、三一日に、エルサレム問題が据え置かれることに不満を表明したが、ガザ、ジェリコ第一案は結局ガザ、ジェリコだけで終わってしまうのではないかという不安が一般的である。「国家元首」としてジェリコに入るアラファト議長の警護すらが占領軍の手に委ねられることに示されるように、願っていた独立とは程遠いものであることが明らかになつたからである。三一日に、PLOが発表したアラブ語の草案とイスラエルが発表した草案にはいくつかのズレが存在すること、さらにイスラエル高官が、「アラファトと彼のPLOは、ハマスと対決する」と発言するに及んではなおさらであろう。カドゥミ政治局長までが執行委員会で反対に回つたのは、こうしたこととに起因している。

ガザ、ジェリコにどんな権力が樹ち立てられようと、反イスラエルの闘争を継続すると宣言したハマスや他の組織への被占領地内外の人民の共感とともに、ガザ、ジェリコの人々は、外から入ってくるであろうファタハの部隊との関係を心配せざるをえないのが実情である。

これでは、仮にアラファト派が宣伝するように、「エルサレムを首都とする独立したパレスチナ国家への第一歩」であつたとしても決して手放しで喜ぶことなどできはしない。

離散のパレスチナ人はもつと深刻である。六年難民の圧倒的多数が存在するヨルダンのキャンプではこのニュースの後、キャンプの多数派である四八年難民との矛盾も生じることになつてゐる。

その圧倒的多数が四八年難民であるレバノンのキャンプでは、これまでの財政難を理由に訴えることを、彼らの影響力が加われば、自治計画が行使されることを重視した。これは提案した当のイスラエル側（アラファト側）を驚かせた。そこでなくとも反対派が大きくなっているところへ彼らの影響力が加われば、自治計画が御算になりかねないからである。イスラエルは、一方では、彼らが妥協したと喧伝し、他方では、彼らの多くが獄中に戻ることを強調した。そして同時に、アラファト派に、彼らが影響力を示す前に、どうしても調印へとこぎつけるよう、つまり妥協するよう、強要したであろうこと、アラファト派もまたそれを怠いだであろうことは、合意の日付からも十分に想像できる

ことである。

だが、八月一九日に発表されたPLOとの相互承認とガザ、ジェリコ第一案は、被占領地の人々からもそれほどの歓迎を受けはしなかった。支持者であるはずのF・フェイニ氏までが、三一日に、エルサレム問題が据え置かれることに不満を表明したが、ガザ、ジェリコ第一案は結局ガザ、ジェリコだけで終わってしまうのではないかという不安が一般的である。「国家元首」としてジェリコに入るアラファト議長の警護すらが占領軍の手に委ねられることに示されるように、願っていた独立とは程遠いものであることが明らかになつたからである。三一日に、PLOが発表したアラブ語の草案とイスラエルが発表した草案にはいくつかのズレが存在すること、さらにイスラエル高官が、「アラファトと彼のPLOは、ハマスと対決する」と発言するに及んではなおさらであろう。カドゥミ政治局長までが執行委員会で反対に回つたのは、こうしたこととに起因している。

ガザ、ジェリコにどんな権力が樹ち立てられようと、反イスラエルの闘争を継続すると宣言したハマスや他の組織への被占領地内外の人民の共感とともに、ガザ、ジェリコの人々は、外から入ってくるであろうファタハの部隊との関係を心配せざるをえないのが実情である。

これでは、仮にアラファト派が宣伝するように、「エルサレムを首都とする独立したパレスチナ国家への第一歩」であつたとしても決して手放しで喜ぶことなどできはしない。

離散のパレスチナ人はもつと深刻である。六年難民の圧倒的多数が存在するヨルダンのキャンプではこのニュースの後、キャンプの多数派である四八年難民との矛盾も生じることになつてゐる。

資料

イスラエル＝パレスチナ合意――暫定自治調停に関する原則宣言

（九三年八月一八日付）

九三年九月一日、ロリアンジュール紙より

（第一条・交渉の目的）

現行の中東和平過程におけるイスラエル＝パレスチナ交渉の目的は、五年を越えない過渡期の間に、両者間で、パレスチナ暫定自治当局、西岸、ガザのパレスチナ人の議会を設立し、国連安理会決議「四二」、三三八に基づく、恒久的調停を導くことにある。

暫定調停は、和平交渉全体の一部をなし、恒久規定についての交渉は、決議「四二」、三三八を履行するものでなくてはならないことが確認されている。

本當にパレスチナ人民の願いを実現する方向へと導くのか――これは人民の力を統合し、逆にシオニスト内の混乱を拡大させることができるものも当然含まれる――、それともガザ、ジェリコに閉じこめ、イスラエルの傀儡化するのか、言い換えれば、シオニストの世界支配の始まりにすることを許すのか、まさに鬭いはこれからである。

（第二条・暫定期間の範囲）

暫定期間として合意された範囲は、この原則

宣言の実施に際して、付帯事項3と4の覚え書きに規定されているプログラムを発展させ、共同で履行するために、イスラエル＝パレスチナ経済協力委員会が設立される。

〈第一二条・ヨルダン、エジプトとの関係と共同〉

両者は、相互間の共同を促進するため、一方がイスラエルとパレスチナ、他方がヨルダン、エジプト両政府の間の将来の関係と協力調整の確立に参加するよう、ヨルダンとエジプト両政府を招待する。この調整は、六七年に西岸、ガザから移転させられた人々の帰還許可形態とあらゆる無秩序、紛争などを防ぐために必要な措置を合意によって決める付属委員会の設立を含む。他の共通する利害に関する問題もこの委員会によって取り扱われる。

〈第一三條、イスラエル軍の再展開〉

1. この原則宣言が実施された後、遅くとも議会選挙前日までに、西岸とガザのイスラエル軍の再展開が行われる。イスラエル軍の撤退は第一四条に従う。

2. 軍の再展開においては、軍は入植地外における再展開は、上記第八条に沿ったパレスチナ警察による公共秩序と治安の責任がとられるにつけ、徐々に実行される。

〈第一四条・ガザとジェリコ地区からのイスラエル軍の撤退〉

イスラエルは付帯事項2の覚え書きに細記さ

1. 西岸、ガザのパレスチナ人は民主主義の原則によって統治することができ、全般的で自由で直接的な政治選挙は、相互の合意による監督と国際的な監視のもとで組織され、パレスチナ警察は公共秩序を保つ。

2. 付帯事項1の覚え書きに従って、選挙の形態と明確な条件については、選挙を組織する目的とともに、この原則宣言の実施後九ヵ月以内に最終合意を作る。

3. 選挙はパレスチナ人の合法的な権利と正当な要求の実現に向けた、有効な準備段階の一つである。

〈第四条・管轄〉

議会の管轄は、その恒久規定交渉で討議される問題を除き、西岸とガザに及ぶ。両者は、西岸とガザを一つの統一した領土とみなし、暫定期間を通じて、その保全が守られる。

〈第五条・過渡期と最終規定についての交渉〉

1. 五年間の過渡期は、ガザとジェリコの引渡しによって開始される。

2. 最終規定について、イスラエル政府とパレスチナ代表の交渉は、できるだけ早く、遅くとも暫定期間の三年目には開始される。

3. 交渉は、エルサレム、難民、入植、安全保障調整、国境、他の隣国との関係と共に、その他の共通する問題を含むことを確認する。

4. 暫定期間に達成された合意が恒久的規定についての交渉を妨げたり、損なったりしないことに、両者は同意する。

〈第六条・権力と責任の準備的移行〉

宣言の実施に際して、付帯事項3と4の覚え書きに規定されているプログラムを発展させ、共同で履行するために、イスラエル＝パレスチナ経済協力委員会が設立される。

〈第一五条・紛争解決〉

1. この原則宣言あるいは暫定期間にについてのその他すべての合意の適用あるいは解釈から起これりうる紛争は、上記第一〇条に記された共同連絡委員会を通じた交渉によって解決される。

2. 交渉によって解決できない紛争は、その当事者間で合意された和解の機構によって解決されることができる。

3. 当事者は、和解によって解決できない暫定期間中のすべての紛争を仲裁裁判に委ねることができる。この目的のため、両者の合意の後で、仲裁委員会が設置される。

〈第一六条・地区プログラムに関するイスラエル＝パレスチナの共同〉

両者は付帯事項4の覚え書きに示されているように、「マーシャル・プラン」として、地区共同プログラム、西岸、ガザのための特別プログラムを促進するにふさわしい手段の一つとして、多国間交渉の枠内に作業グループを考える。

〈第一七条・手続きなど〉——略

（編注）この文書（仮語）はイスラエル発表のものと思われる。

（解説に代えて——その一）

イスラエルの言葉のワナに陥るのを避けるために（抄）

M・サバ、アラブ・ニュース紙

ワシントンでタクシーに乗っていた際に、ラジオから自称「安全地帯」での出来事が流れた。

1. この原則宣言とガザ、ジェリコ地区の引渡しが実施されたとき、この文書に規定されているように、イスラエル軍政当局および民政府の、その任務を果たすパレスチナ人への移行が開始される。この権力の移行は議会の設立までの準備的性格をもつ。

2. この原則宣言とガザ、ジェリコの引渡し、および西岸、ガザにおける経済発展の促進が実施されるや否や、以下の範囲で権力はパレスチナ人に移行される——すなわち、教育と文化、厚生、社会福祉、直接税、観光。パレスチナ側は、同意されたように警察権力を設置し始める。

議会の創設をもって、同意にあるように、両者はその他の権力と責任の移行について交渉することはできる。

〈第七条・暫定合意〉

1. イスラエルとパレスチナ代表は、暫定期間（「暫定合意」）について交渉する。

2. 暫定合意は、議会の構造、議員の数およびイスラエルの軍政と民政府の権力と責任の議会への移行を特定しなければならない。暫定合意はまた、議会の行政と下記第九条に従った立法権ならびにパレスチナ人の独立した司法組織についても特定しなければならない。

3. 暫定合意は、上記第六条に従って、移行される全権力と責任を引き受けられるようにするため、議会の創設時に履行する準備を含まねばならない。

4. 創設時に議会が経済発展を促進できるよう、とりわけパレスチナの電力当局、ガザの港

湾当局、パレスチナ開発銀行、パレスチナの輸出振興事務所、環境のためのパレスチナ当局、パレスチナの土地所有権限、パレスチナの水当局、そして彼らの権力と責任を規定する暫定合意に従って同意された、その他のすべての機関が設置する。

5. 議会の創設後、イスラエル民政府は解散し、イスラエル軍政府は撤退する。

〈第八条・公共秩序と安全保障〉

西岸、ガザのパレスチナ内部の公共秩序と治安を保障するため、議会は警察権力を設置する。他方、イスラエルは外からの脅威に対する防衛責任ならびにイスラエル人の治安と公共秩序を維持するため、イスラエル人全体への治安責任を保持する。

〈第九条・法と軍事配置〉

1. 議会は、暫定合意に従って移行される全領域における立法権を持つ。

2. 両者は、現在地の領土内にある法と軍事配置について、共同で再検討する。

〈第一〇条・イスラエル＝パレスチナ共同連絡委員会〉

この原則宣言と暫定期間に従するその他すべての合意の実施を容易にするために、原則宣言の実施に際して、共同が必要な問題、その他の共通利害の問題や紛争を取り扱うためのイスラエル＝パレスチナ共同連絡委員会を設立する。

〈第一一条・イスラエル＝パレスチナ経済協力〉

西岸、ガザ、イスラエルの発展を促進するため、共同による共通の利害を重視し、この原則

運転手は、〈なぜイスラエルは「安全地帯」をイスラエル内ではなく、レバノン南部におくのだろう〉と言った。イスラエル内に「安全地帯」を設ければ、防御、正当化、コントロールがずっと容易である。

「安全地帯」とは、実際にはレバノンの占領地のことだが、西側報道はおろかアラブの報道でも、この言葉が「認知」されている。これは、PLOとイスラエルとの秘密交渉が発表され、地のことだが、西側報道はおろかアラブの報道でも、この言葉が「認知」されている。これは、イスラエルが世界の耳目をコントロールするように成功している例の一つである。

「自治」という言葉が多用され、あたかもパレスチナ人がそれを望んでいるかのように伝えられ、しかもイスラエルは同じ自治でも、オートノミーではなく、セルフ・ルールを用いている。それに、「自治」地域に別の国家に属する入植地が存在するのは、はたして自治の名に値しないようか？

被占領地をイスラエルは「係争地域」と呼ぶ。つまり、双方がコントロールと主権を有するといふわけだ。そして、米国もまた同じ言葉を用いている。

一語の入れ替えだけで、全体の意味の重要性が大きく変わることがある。安保理決議一二四二撤退を唱っているが、英語表記には「ザ」がない。「ザ」があると、占領下地域のすべてを意味するが、それがないと地域の一部でもいいと

いう解釈が可能になる。実際、イスラエル内には、シナイ半島からの撤退をもって、それをなしたという主張がある。

八月二三日に、ラビンは、「シリアとの全面的和平と引き替えにゴランでの全面的な撤退の用意がある。が、ゴランから、のではない」と語った。「ゴランでの撤退」と言えば、人々は「ゴランからの撤退」と受けとめるのが普通だが……。

最新の言葉として「相互承認」がある。どうもイスラエルは、PLOを不特定の地域をコントロールする政治組織として承認する、が、国家としてではないと強調したいようだ。「暫定期間」にしても、なにに向つての暫定なのかがあいまいである。発表された「合意文書」でも、イスラエルは「再展開」を用い、パレスチナ側は「撤退」という。ガザ、ジェリコ以外のパレスチナ人はいったいだれが代表するのかもあいまいである。

キャンプ・デービッド合意に関わった米人、エジプト人の何人かと話したが、彼らはイスラエル側が用語、その各語に非常な神経を使い、明確な意味を避けるようにした、と認める。イスラエルは歴史的に、非常に巧みな用語を用いて、意味をねじ曲げてきた。アラブ側は、和平、合意において、本当に双方の合意に至っているのか、本当に正当で永続的な和平に向つているのか、そうした点に敏感でなければならぬ。

ているイスラエルのアラブ人A・ティビは「だれも人工的な除外を求めはしませんよ」、「私は勇敢な歴史的な決定を行つた両指導部が細目で障害を作り出すとは考えません」と言う。が？

一〇組織声明（抄）

〈その一〉 一九三三年七月一八日

「われらが戦闘的な人民へ」

一〇組織は、最近の政治状況、とりわけ二国間、多国間の交渉の継続、エジプトを経由して米政権からなされてい、『自治』策謀と圧力、その深刻な危険性に関して、討議した。

さらに危険なのはPLO「指導部」内の一部の潮流のそうした圧力と策謀に対する立場であり、交渉においてパレスチナ側に「突破口」を妥協を行ない、他の交渉にも影響を与えるものとして存在している。

一〇組織は、以下の事実を踏まえて、(1) PLO「指導部」と交渉團は即刻交渉から撤収し、ロスによって示された米提案を拒否せよ。撤収は、パレスチナの包括的、民族的な対話をを開き、すべてのパレスチナ勢力を結束させ、民族的な團結を回復し、民族的な権利と基本的な原則への戦略、戦術を再度設定することにつながる。

(2) われらが人民の多彩なインティファーダと野蛮な敵シオニストに対決する人民の英雄的な堅忍さを称える。われわれはまたマルジ・アッズホールのわれらが堅忍な戦士たち、国連決議

〈その二〉 解釈の違い——将来の不安（抄）

N・タトロ、AP、九三年九月一日

パレスチナ側は「撤退」と言い、イスラエル側は「再展開」と言う。言葉の違いは、被占領下の西岸、ガザそして東エルサレム（？）に適用されるであろう自治に関する見解の違いを反映している。

パレスチナ側は暫定期間と言うが、イスラエル側は、計画はパレスチナ人がユダヤ国家に安上の脅威を与えることなしに彼ら自身を統治できるのかどうかを判定する実験期間、とみている。もしそれが核撃しなければ、軍が巻返し、秩序維持を行う。稼働しても、イスラエルはエルサレムのすべてをその首都として維持し、入植地ならびに被占領地の安全保障上の地点の維持を計画している。

パレスチナ側は、同計画は独立国家への第一段階、もしくは、ヨルダンとの連邦制へのそれとみているし、六七年の戦争でイスラエルが押さえた東エルサレムは究極的にはパレスチナの首都となり、在外のパレスチナ難民の帰還は認められ、すべてのイスラエル兵や入植者は最終的には撤退する、とみている。

こうしたギャップは暫定自治計画を適用する際に、齟齬となるであろう。

一八〇万のパレスチナ人の中に一四〇の入植地がある。双方は、パレスチナ自治政府当局が暫定期間中は入植地やその住民への権威を云々しないことで合意する。だが、パレスチナ側は

その期間中に新しい入植地が建設されないことの保証を求めていた。

三五万のユダヤ人と一五万のアラブ人がはっきりと分れた地域に住むエルサレムは、問題が噴出するところである。和平交渉の代表団員のひとりで、最近のワシントン交渉をボイコットしている、G・ハティブは「これが合意の中心的な敗北点とわれわれパレスチナ人が懸念しているものです」と語った。

アラファートを首班とするパレスチナ「政府」の所在地になるであろうジェリコは地理的にも不鮮明である。ジェリコは人口約一万五〇〇〇〇の静かな田舎町であるが、もし近郊の三つの難民キャンプも含むことになれば、自治計画はそこに居を構えれば彼らも帰還を求めるに違う、という。

パレスチナ側はまた地中海のガザと西岸を結ぶ通路を求めている。提示されている案には、イスラエルが領土の管理を継続し、双方を結ぶ土地の提供はない。

パレスチナ警察の権限、ヨルダンとの橋の管理、国際監視団の存在、その他の問題もまた細部をつめる必要がある。提案者や支持者たちは不一致は決して合意を阻止しはしないと言う。イスラエルの副外相ペイリンは「私はそんな潜在性をもつた問題はない」と言いつつ、イスラエルとPLOの調停を支援したと言わ

的な修正の試みに警告を発する。同提案は、われらが大義、われらが人民の団結、主権と領土といった基本点への脅威をなすものである。

O「指導部」がこうしたよびかけ、被占領地内外のわれらが大衆の意志に応えることをよびかける。大衆の意志は、交渉からの撤収を基礎にした、そうした対話と民族的な目標の達成を求めている。

(3) われわれは、パレスチナ、アラブの大衆に、シオニスト擬制国家との正常化に向けたさまざまな既成事実創出策動に警戒するようよびかけを拒否する。われらが人民の民族的な目的を達成する前にこうしたこと云々することである。現在のそれ、交渉が直面している暗礁を回避するためであり、米シオニストへの善意として提示せんとしていることを特記する。

(4) 最近の、パレスチナヨルダン連邦のよびかけを拒否する。われらが人民の民族的な目的を達成する前にこうしたこと云々することである。現在のそれ、交渉が直面している暗礁を回避するためであり、米シオニストの抹殺計画の適用を促進するためである。

(5) マルジ・アップズホールのわれらが兄弟たちの堅忍さ、安保理決議七九九の適用と一括帰還の主張の堅持にあいさつを送る。一〇組織は、国際社会とその機構にラビン政権に対してもこの決議を遵守するよう要請する。

*われらが人民の祝福されたインティファーダ万歳！

米提案は「四一」、「三八」や「九九など国際的
に正当な諸決議に違背している。

したがって、われらが人民、PLOがこうし
た提案を拒否し、交渉を停止し、包括的な民族
的な対話を開始し、民族的なプロジェクトと民
族的な団結を再度構築するようよびかける。

DFLPは、即刻民族的な方向を指示す討
議を開始し、民主的な基盤の下での民族評議会を
を統一、再編し、国際的な正当性と、エルサレ
ム、「難民」を含めた代表団をもつての交渉の
土台を再構築することをよびかける。また、ア
ラブ諸国にも、こうしたわれわれの立場と国際
的に正当な規範にそった交渉戦略が構築される
まで、現在の交渉を停止するようよびかける。

7. すべての地域の安全保障はイスラエルの責任とし、「自治」は、ゴミ収集、警察などの地方自治体レベルのものでしかない。

8. 一定地域を意図的に「自治」地域から除外し、被占領地の併合と「自治」当局の弾圧機関、つまり警察をしてインティファーダの弾圧を主要な任務とさせんとしている。

9. 最も危険なのは、「最終的なステータスに関して到達するであろう合意は「一四一」、三三八のあらゆる側面での適用を形成することになる」としていることで、米提案は「一四一」、「三三八」を無視し、イスラエルの利益を体現するものでしかない。

ムは分割せず

ムは分割せず
アル・シャープ紙、九三年七月二六日
西エルサレム市当局が発表した道路計画は
エルサレムをハイウェイで取り囲む。

アラブアトの独立

九三年八月二五日、ロイター

西エルサレム市当局が発表した道路計画は、エルサレムをハイウェイで取り囲む。「同計画はエルサレムのパレスチナ人を分割するものである」「二年後には、われわれはこの神聖な都市に関して交渉することすら不可能になるであろう」と、パレスチナ代表団のエルサレム問題専門家、K・トフェイリは語った。トフェイリによれば、ハイウェイはエルサレムの周辺にある入植地をつなぐもので、西側と一つにしようとしている。「ハイウェイ計画はまたアラブ人地域に入ることなく、入植地から入植地へと移動することを可能とすることを目指している」だが、より深刻なのは、パレスチナ人の居住地を分断し、違った区画にすることにある。たとえばエルサレムの南の「ベイト・サファファ」はその代表例で、ハイウェイは、町を四つの部分に分割する」し、別のハイウェイはエルサレム北部のシユファートとベイト・ハニアを分断する。

同計画のハイウェイは二つで、エルサレムを取り巻く形になる。が、他に拡張される道路が数本ある。ハイウェイ建設計画に加えて、入植地拡大計画がある。市当局はエルサレム市全体に占めるパレスチナ人の人口を二五%を超えるレベルに保つことを計画しているという。

1993年10月31日 第93号 月刊 中東レポート

月刊 中東レポート

エルの彈圧拡大の中で、インティファーダと被占領地内のわれらが人民の状況、第一〇次交渉の結果、パレスチナの統一の回復のための民族的な関係性とその強化、拡大に向けた協力と共に行動などを討議した。

1. 米国のイスラエル寄りがいつそう明確になり、米国「原則宣言」案はマドリッドの基礎、安保理決議二四二や三三八をも否定するし、西岸、ガザ、エルサレムの性格を否定し、被占領下パレスチナを係争地域とし、お互いが主権を主張するとしている。が、指導部内の官僚的立場からはそれを受け入れようとする動きがある。

し、それを基礎にする価値などないと断言する。
2・現在の交渉が民族的な破滅へと至ること
がいつそう明確になった。われらが人民の民族
的な権利を消し去り、これまでの達成物とわれ
らが闘いの目的を抹消し、「自治」と再定住と
移民を基本にするものである。こうした交渉を
継続することは継続するイスラエルの弾圧、抑
圧、封鎖、その残酷な「解決」を隠し、パレス
チナの民族的な結束における政治的分岐を深め
るだけものである。

われわれは、改めて、交渉への参加を中止し、すべての勢力を含めた民族的な対話、パレスチナの民族的なプロジェクトと統一を作ることを選びかかる。民主主義と包括性をもった民族的対話は、民族的な團結を導き、国際的に正当な解決、エルサレム、難民問題を含めたわれらが人民の包括的な代表をもってなされ、イスラエル寄りの米国の役割を停止させることへと導くであろう。

3. こうした視点からわれわれは交渉に参加しているアラブ諸国に対し、条件が整うまで交渉を停止するよう、選びかかる。

PE=DF共同声明（妙）

米提案はイスラエル寄りだ（抄）

アル・ホーリヤ(DFLP)ハワトメ派
機関誌、一五八二号

を市域に組み込まないようにしている。これはその周辺のすべての道路が市域に組み込まれてゐるのに、エルサレム北部のカランドィア難民キャンプを西岸の一部としているのかをみれば分かる」とある労働者は指摘した。

加えて、市当局はパレスチナ人が東エルサレムの中心部に行くことをだんだん難しくしている。先週、東エルサレムのナブルス道路が三日間閉鎖された。地域の住民や商売人に、まもなく東エルサレム中心部に至るのが禁止されるのではないかという不安を抱かせている。

アラファートの孤立

一九八三年八月二十五日、ロイター

イスラエルとの困難な決定が迫っている時、パレスチナ解放機構内部の反対派はアラファート議長の決定権に挑戦している。チュニスの本部、被占領下の西岸、ガザ、そしてレバノン、シリリア、ヨルダンなどの離散の社会で、六〇年代以降パレスチナの旗をかかげてきた同機構の指導部への疑問が大きくなっている。

米提案はイスラエル寄りだ（抄）

アル・ホーリヤ（DFLP＝ハフトメ派機関誌）、一五八二号

第一〇次交渉で提示された米国案は、基本点でまったくイスラエル寄りであり、パレスチナ交渉団に若干の譲歩を示したものにすぎない。米国の「和平」での企画は政治的には以下のようなものであることが明確になつた。

1. パレスチナ人民の存在の無視であり、單に西岸、ガザの住民ととらえている。その目的はパレスチナ人民の自決権の否認、パレスチナ人の存在の全面的な否定である。
2. エルサレムが被占領地であることを使いまいにしている。これは米国がイスラエルの条件を採用したことの意味する。
3. また、西岸、ガザに関しても、「それぞれの主体が地域の主権を証明する権利を有する」として被占領地であることの係争地域としている。
4. 「自治」の地理的な不明確さ。これも第二段階で解決すべき問題としている。
5. 入植地と入植者には「自治」は適用されず、イスラエルの責任、つまりイスラエルの法律と行政の下におかれるとして、入植地の独自性を承認することを意味する。
6. 主権も第二段階での問題とし、「財産、登記、使用、行政などの困難な問題は最終的な段階で取り扱う」としているが、これらは明確に安保理決議二四二、三三八に矛盾し、パレス

の戦士たちがブルドーザーを持ってきて、平和なときには人口約三〇〇〇人の村への道路の四つの爆弾の穴を埋め、何トンもある破壊物の除去にとりかかった。

ジブシート村は最もひどい破壊を受けた。イスラエルは多くの建物にロケットを発射した。その中には、八九年にイスラエルによって誘拐されたオベイド師の建物も含まれている。

ときには彼らと市民の間で矛盾が起ることもある。UNIFIL地域にあるシディキン村では、ハズバラの支持者たちが、建物の残骸にハズバラの旗とイスラムの横断幕を掲げた。が、彼らが行った後、村人たちがそれを取つぱらってしまった。

他方、サイダの病院のベッドでH・ジェズインは「私はまったくの被害者です。私が家にいたときに戦闘機が攻撃してきた。私たちの家はハズバラなどの事務所からは遠く離れたところにあります。だからミサイルが当たったときはこれは世界の終わりかと思つたほどです」と語った。

彼を含めて、サイダ地区でインタビューした難民の多くはハズバラや他の組織への非難をしなかつた。多くは、イスラエルの野蛮な攻撃はイスラエルの占領に対する武装闘争への支持を拡大しただけだ、レジスタンスはレバノンを占領から解放するために戦う権利を有していると語った。

S・ゼインディンは、「われわれはレジスタンスを非難はしません。もしレジスタンスが存

「在しなければイスラエルは南部全域を占領するでしょう」と語った。

A・ファルハは、やはり病院のベッドで、「私はイスラエルを非難する。それは人民すべての敵だ」と語った。

少数の人々は、民兵が攻撃を停止し、政府が交渉でイスラエルの撤退を導くようになすべきだと語っただけである。

だれがユダヤ人か？

九三年八月一四一二一日
エコノミスト誌

八月六日にハマスの攻撃で死亡したイスラエル兵士、レフ・ペサチヨフの遺体が軍墓地の端っこに埋葬された。そこは、自殺者とか、ユダヤ人だが、母はそうではないからである。

彼の埋葬は大衆的な問題を引き起こし、首相兼戦争相のラビンは、レフの遺体を発掘し、墓地の中央部に埋葬せよと指示した。

イスラエルの帰還法はいかなるユダヤ人にも市民として住む権利を認めていた。だが、はたして誰がユダヤ人なのか？ この問題はイスラエル国家創設以来くり返し起こっている。

どの事件も、政治的な危機を招いたが、そう大きくならなかつた。移民の多数派は、明確な（？）ユダヤ人で、変化はあまり歓迎されない。

イスラエルは、九一年に一万五千のファラシヤ（エチオピア・ユダヤ）を受け入れた。そして、この八月九日に、さらに一六人のファラシヤ・モラの一団を受け入れた。この宗派は、ファラシヤからキリスト教に改宗したもので、数万人はいると言われている。彼らはユダヤに改宗し、イスラエルへと行くことを希望している。イスラエルに来たファラシヤの家族だけを認める、政府は言っている。

アジスアベバでは、ソマリア難民の一団が、イスラエル大使館の周辺にキャンプを張り、自分たちはソマリアのファラシヤであり、古代のユダとの関係があると主張している。

ファラシヤ・モラの代表は、最近、エチオピアとイスラエルの両大統領に、自分たちはギボンのセムであると主張し、その数は約四〇〇万だという、書簡を送った。エチオピア政府は、改宗活動を好まず、最近ファラシヤ・モラの改宗にあたっていた何人かの米人を追放した。

先月、そうした熱狂的な者の一人がインド北部から數十名を連れてテルアビブに到着した。彼らは今、ガザの入植地に住んでいる。新たに見つけたユダヤ人を被占領地に入植させ、撤退を阻止しようという人々は、イスラエル内では別に変人ではない。シャミールはかつて、「われわれはソヴェトからの大量の移民のためにも大イスラエルを必要とする」と語った。

（インド北部からの彼らがそうであるように）隔離された部族の人々は、ユダヤの習慣がありである。が、こうした人々は地球上にかな

1993年10月31日 第93号

月刊 中東レポート

ル・ウイシュは、先週、PLO執行委からの辞任を発表した。もう一人の執行委メンバーで、六〇年代から在レバノン代表を務めてきたフートも、日曜に、これ以上は同委の会議に参加しないことを明らかにした。在レバノンのファタハの軍事責任者であるM・マクダは、月曜に、武装解除と戦士たちへの給料の未払いを問題にして、アラファトの辞任をよびかけた。

しかし、アラファトの側近は、火曜に、彼はそうしたことによって退却することはないと言った。またファタハの一員で、在チュニスの大天使であるH・バラウィは、「PLOは影響されないし、直面する困難や将来の危機を克服する能力を有している」と語った。

アラファトへの批判は決して新しいことではない。彼が信頼しているといえる友人たちの一部さえもが、彼は和平交渉で最終決定をすべきではないし、PLOの財政において個人が采配すべきではない、と言う。つい最近まで、こうしたことを彼らの口から聞くことはなかった。数字的には、アラファトはまだ、執行委内で多数派を占めている。

方が和平交渉での突破口は可能と示唆した。ニボは、可能な突破口とガザ、ジェリコ第一案を関連づけた。

ある欧州の外交官は、「突破口が近づくにつれ緊張は高くなる。パレスチナ指導者の一部はそうした決定に組むことを望んでいない」と語った。二二ヵ月にわたる交渉の進展欠如に加えてP.L.O.の財政危機への不満がある。

湾岸諸国は、湾岸危機の際のパレスチナ人のイラクへのシンパシーに反発して支援を打ち切った。P.L.O.の緊縮政策は難民、戦士、パレスチナの殉教者の家族を直撃している。

ハズバラ一は人民の心をつかむため に闘っている（抄）

ロイター、九三年八月一日＆二日

ハズバラ一は、イスラエルの南部攻撃で彼の家、郷里から追い出された人民の心、精神のために闘っている。一週間にわたる戦闘のあと数百、数千のハズバラ一戦士たちは、塹壕かごとなだれをシャベルに持ちかえて、家屋や施設の

の唱和が起つてきている。

ファタハの創設者の一人でもあるH・ハツサ
ンは、火曜日にこれまでの沈黙を破り、集団指
導制をよびかけた。「われわれは岐路にさしか
かっている。われわれは個人指導を集団的なもの
へと変える必要がある」と彼はロイターに語っ
た。

アラブ世界でよく知られている詩人のM・ダ

アラファートは、九一年アルジェのパレスチナ国民会議（PNC）で採択された和平への戦略を継続し続けるであろう。「私は、戦略に関する決定を作ることにおいて民主主義に賛成する。一度決定がなされたら、それを適用することにおいて私は独裁的である」と少し前にロイターに語った。

月曜には、ペレスとラボPLO情報局長の四

「論議したり、不平を言つてゐる時間はない、今は働くだけさ」とハズバラーメンバーで、国会議員でもあるM・ラエドは、南部の市場町として知られるナバティアで、家を破壊されて棺桶に寝かすことはしなかつた、「われわれは、イスラエルに対して、今やよりいつそう強くなつたことを示さねばならない。金が支払われ、家の再建はできる。重要なのは意志、堅忍さであり、敵が戦闘で得られなかつたものを和平で勝ちとることを阻止することである」

イスラエルは、その最も破壊的な爆撃で、多くの難民がゲリラによるユダヤ人の国家と「安全地帯」への攻撃を非難することを願望した。ハズバラーメンバーは、「われらが戦士たちがイスラエル軍を攻撃するために町や村を通過することに対し、決してすべての人々が今それを望んでいるわけではないことを知っている。が、一生懸命働くことをもって、そうしたギャップを縮めていく」と語った。

ナスマラーハズバラーメンバー書記長は、後片付けと再建のために全面動員を宣言した。同組織の南部における拠点、ジブシートでは、ヒゲもじゅうアエルに来たファラシヤの家族だけを認めると、政府は言つてゐる。

アジスアベバでは、ソマリア難民の一団が、イスラエル大使館の周辺にキャンプを張り、自分たちはソマリアのファラシヤであり、古代のユダとの関係があると主張している。

ファラシヤ・モラの代表は、最近、エチオピアとイスラエルの両大統領に、自分たちはギボンのセムであると主張し、その数は約四〇〇万だという、書簡を送つた。エチオピア政府は、改宗活動を好まず、最近ファラシヤ・モラの改宗にあたつていた何人かの米人を追放した。

先月、そうした熱狂的な者の一人がインド北部から數十名を連れてテルアビブに到着した。彼らは今、ガザの入植地に住んでいる。新たに見つけたユダヤ人を被占領地に入植させ、撤退を阻止しようといふ人々は、イスラエル内では別に変人ではない。シャミールはかつて、「われわれはソヴェトからの大量の移民のためにもイスラエルを必要とする」と語つた。

(インド北部からの彼らがそうであるように)隔離された部族の人々は、ユダヤの習慣があいまいである。が、そうした人々は地球上にかな

り多く存在するし、イスラエルはユダヤ人と見なして彼らの移民を受け入れるであろう。そしてこれは、イスラエル＝パレスチナのバランスに大きな影響を与えることになる。

被追放者の現状

レバノン、ヨルダン、シリア、被占領地には数多くの難民キャンプがあるが、昨年の一二月一七日にイスラエルが追放した四一五人が形成した、マルジ・アップホールのそれは特殊な存在である。

「無人地帯」に位置する「帰還のためのエルサレム・キャンプ」は、存在地点そのもの、構成が男だけであることを含めて、他のキャンプとは大きく違っている。

七月二二日に、病気の者と医師団など約九〇名が、人道的な問題としての帰還と治療を訴えて、ズムラヤ検問に向けてデモを開いた。イスラエル側は、例によつて、彼らに威嚇砲撃で応えた。

七月二五日からのイスラエルの最悪の侵略行動に対して、彼らは緊急のよびかけを国連や国際赤十字に行つた。「非武装の市民であるわれわれをとりまく危険な状況は、われわれが食いつなぐことをも困難にしている。空爆と砲撃の中で、われわれは人道的な悲劇に直面しており、それはこの二日間拡大する一方である」と決議七九九に基づく即刻の帰還をもつての保護を訴えた。

病気の者が増大しただけでなく、「テントは、防水ではないかもしないのに、防弾であることを必要」とする状況に置かれ、実際に「隠れることもないまま、われわれは死んでしまう」と手はなかつた。加えて、近くの村が破壊され、供給源が寸断された。それが病気の者を増大させるという悪循環を作つた。八月一二日にイスラエル戦争省が約半数の者の九月帰還を提示したときには、すでに一〇〇名以上が病気になっていた。

論議の末に、一五日、彼らは満場一致で九月帰還受け入れを採択した。その理由は、1、七九九を無視した交渉の進行、2、病気の者の増大、3、国際報道の彼らへの無視、4、国連のあり方の問題、を挙げている。が、最大の理由は、被占領地内外の人民の意志が「妥協」に次ぐ「妥協」を重ねて交渉に反対であるにもかかわらず、それが推し進められていることに対しても、隔離された地で英雄視されていることに甘んじているよりも、彼らの影響力をより有效地に行使することにこそあつたであろう。

慌てたのはイスラエル側であり、彼らの二段階帰還の受け入れ発表に対して、一括帰還の要求から「妥協」したことを見伝するとともに、彼らの多くは「獄中に戻る」ことを強調した。これに対して「追放自体が不当な処罰である上に、二重に処罰することの不適性」を彼らは非難した。

突然に発表された、PLOとの相互承認とガザ、ジェリコ第一論に対する、「パレスチナ人

民とモスレムの代々への破滅の道」であり、アラファトにはパレスチナ人民の意志に反して「勝手に妥協し、人民の権利を放棄する権利はない」と非難した。

また、その合意を巡つて、被占領地内で支持派と反対派の対立が伝えられたとき、いろいろな組織が内ゲバ＝内戦こそがシオニストの意図するものであり、これを回避するよう訴えたが、彼らの内ゲバ回避のよびかけは人民への最大の説得力をもつていた。

九月九日、約半数の者がズムラヤ検問を通して、五台のバスで、帰還の途についた。残った仲間たちも、彼らの帰還をわがことのように喜んだ。

「まもなく、このキャンプはなくなり、記憶だけが残ることになろう」とアンナハールの記者は記しているが、キャンプが存在するかぎり、彼らはそこを、条件が許す範囲でだが、快適なものにしようとして続けるし、キャンプ委員会は行政主体として、任務の振り分けや彼らの社会の集団的な利益を担つていくであろう、かつ、時に適した発言などで、パレスチナ人民総体に大きな影響力を行使し続けるであろう。

九月九日、約半数の者がズムラヤ検問を通して、五台のバスで、帰還の途についた。残った仲間たちも、彼らの帰還をわがことのように喜んだ。

「まもなく、このキャンプはなくなり、記憶だけが残ることになろう」とアンナハールの記者は記しているが、キャンプが存在するかぎり、彼らはそこを、条件が許す範囲でだが、快適なものにしようとして続けるし、キャンプ委員会は行政主体として、任務の振り分けや彼らの社会の集団的な利益を担つていくであろう、かつ、時に適した発言などで、パレスチナ人民総体に大きな影響力を行使し続けるであろう。

- 七月一八日
・ガザ、人民の鬭い。七歳の少年を含む一三人が負傷。
- 七月一九日
・ガザ、人民の鬭い、六歳の少女が射たれて負傷など。
- ・追放者家族、赤十字本部前で座り込み。
- 七月二〇日
・南部、地雷攻撃。SLA二人負傷。
- ・ガザ、手投げ弾攻撃。他方、人民の鬭い、四人負傷。
- ・南部、レジスタンスの攻撃一つ。
- 七月二一日
・ガザ、秘密接觸は継続しており、ガザとジエリコで基本合意ができる。
- 七月二二日
・被占領地、レバノンとの連帯ゼネスト。
- ・アラブ連盟、イスラエルの侵略を非難し、決議四二五の遵守＝強制をよびかけ、レバノンへの緊急支援を決定。
- 七月二三日
・被占領地、人民の鬭い、二人負傷。
- ・南部、レジスタンスの大規模な攻撃。イスラエル一人死亡。SLA二人負傷。
- ・ガザ、人民の鬭い、四人の子供（四歳の少女含む）負傷。
- 七月二五日
・ガザ、連日の軍への銃撃。兵一人負傷。
- ・イスラエルの大規模な攻撃開始。シリア兵三人を含む一五人以上死亡四〇人負傷。他方、レジスタンスのロケット攻撃、ガリリーで二人死亡二三人負傷。また、レバノン、安保理への提訴。ただし、米の横槍で討議されず
- 八月四日
・被占領地世論、交渉撤収五五・九%など、アラファト路線への批判浮き彫り（本文参照）。
・PLO、情報、文化、社会問題、帰還の四局の閉鎖発表。
- 八月五日
・ヘブロン地区、クリストファーの訪問への抗議のゼネスト。ガザで一人死亡。
- 八月三日
・被占領地、クリストファーの訪問への抗議のゼネスト。ガザで一人死亡。
- 八月四日
・被占領地、クリストファーの訪問への抗議のゼネスト。ガザで一人死亡。
- 八月五日
・ヘブロン地区、クリストファーの訪問への抗議のゼネスト。ガザで一人死亡。
- 八月六日
・被占領地、ラマラ地区で昨日誘拐された兵士の死体。他方、トルカラム地区で軍の検問への銃撃、兵一人死、パ一人死、一人負傷。
- 八月七日
・被占領地、ベツレヘム地区で手投げ弾攻撃、兵一人負傷。
- 八月八日
・シャフィ、パ代表団の三人はPLOに辞表を提出する。再び集団指導体制をよびかけ。
- 八月八日
・被占領地、ラマラ地区で昨日誘拐された兵士の死体。他方、トルカラム地区で軍の検問への銃撃、兵一人死、パ一人死、一人負傷。
- 八月九日
・パレスチナ労働総同盟、交渉中止を。
- 八月一〇日
・エジプト、イスラエルから武器を密輸入したイスラエル人六人を逮捕。
- 八月一一日
・ガザ、U.N.R.W.A.のバスでイスラエル軍の車二台に体当たり、兵一人死、五人負傷。
- 八月一二日
・クリストファー、歴訪開始。
- 八月一三日
・ガザ、U.N.R.W.A.のバスでイスラエル兵への銃撃、兵一人重傷。
- 八月一四日
・PLO執行委、代表団はPLOの公式の代表
- 八月一五日
・西岸ラマラ地区、人民の鬭い、一人死亡一人負傷。他方ナブルス地区、手投げ弾攻撃。
・ヨルダン、イスラエルのスペイ二人を処刑。
- 八月一五日
・人民の鬭い、ラマラ地区で少年が負傷。
- 八月一五日
・被追放者、約半数の九月帰還を受け入れを全

会一致で決定（資料参照）。

・H・ハッサン、交渉姿勢＝指導部非難。

八月一六日

・被占領地、軍の検問への銃撃。

・イ・ジ・ハード、イスラエルのスパイ（指導者の暗殺を計画していた）三人を逮捕、と発表。

八月一七日 追放九カ月目

・ガザ、人民の鬭い、子供三人含む八人負傷。他方、軍パトロールへの銃撃、一兵士負傷。南部、レジスタンスによるSLAの三基地への大規模な攻撃。

八月一八日

・イスラエル内、バス運転手への攻撃。

八月一九日

・ラマラ、軍のパトロールに攻撃。

・南部、レジスタンスの作戦、イスラエル兵九人死亡五人負傷（本文参照）。

八月二〇日

・ガザ、人民の鬭い、一五歳の少年射たれ重傷。

・ダルウェイシュ、PLO執行委員辞任。

八月二二日

・フート、執行委活動を停止。指導部を非難し、緊急PNCの開催をよびかけ。

八月二三日

・在レバノン・ファタハ軍事責任者、アラファトは妥協と財政危機を作り人民に困難を押しつけている、辞任すべし。

・PLO、外交使節の人員削減を勧告。パ外交官、これはPLOを抹消する試みと批判。

八月二五日

・ナブルス、軍のパトロールへの攻撃。

八月二七日

・アラブ前線諸国會議（ベイルート）、第一二次交渉への参加を決定。しかし、この時、パ側から合意の報告なく後で問題を作る。

八月三〇日

・PF、DFなど四組織、ガザ、ジェリコ案の主要な目的はパ警察によるインティファーダの抹殺、パレスチナ＝パレスチナ対立へのすり替えと非難し、ゼネストをよびかけ。

・ジブリル、ガザ、ジェリコを受け入れたアラファトはサダトと同様の運命に。

八月三一日

・各地の難民キャンプ、抗議のゼネスト。ガザ、「特務」が一六歳の少年を射殺一人負傷、別に軍の発砲で二人負傷。

・アラファト、エジプトへ。フェイン王、突然ダマス訪問。ブエズ、批判的発言。

九月一日

・ガザ、支持者と反対派が衝突、少なくとも二〇人負傷。

・シャフィ、イスラエル＝PLO発表にショック。これは和平過程の枠外のものだ。

・西岸、ヘブロン地区で軍のパトロールへの発砲、兵士一人死亡一人負傷。

・一〇組織、取引は裏切りで、占領、安全保障、入植地、エルサレムをイスラエルに保証。

アラファトはパ人民を代表してはいない。

九月四日

・ファタハ被占領地軍事責任者、合意は人民の権利の最低限にも足らず、占領を正当化する。

・レバノン政府、レバノン内のパレスチナ人の恒久的な定住拒否。これはパの大義に反する。

・合意内容を明らかにすべし。

九月六日

・追放者、PLOのイスラエルとのサインを非難するが、内ゲバ反対を強調（資料参照）。

・一〇組織、アイネヘルワで代表者会議。これにフートなども参加。

九月七日

・ガザ、軍への手投げ弾攻撃。

・DF、インティファーダは継続され、アラファトの警察部隊は人民の意志を停止できない。

九月八日

・PLO執行委、自治と相互承認の二つの論議。最終的にはカドゥミも反対投票。

九月九日

・追放者約半数帰還（資料参照）。

九月一〇日

・ガザ、反対派のデモにイスラエル軍が発砲、三人以上負傷。

・被占領地で四年前に負傷した大佐、死亡（インティファーダの軍死亡者で最高位）。

・アラファト＆ラビン、相互にサイン。